



# 島根県報

平成20年 6 月10日 (火)  
第 1,990 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( 高 齢 者 福 祉 課 ) 1
補助金等交付規則第 3 条の規定によりしまねの出会い創出事業費補助金の交付の対象等を定める告示	( 青 少 年 家 庭 課 ) 1
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	( 障 害 者 福 祉 課 ) 2
島根県持続農業導入指針変更の公表	( 農 畜 産 振 興 課 ) 3
保安林の指定の解除	( 森 林 整 備 課 ) 3
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	( 水 産 課 ) 3
公 告	
島根県共同利用型電子申請・施設予約サービス提供業務に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	( 情 報 政 策 課 ) 4
雑 報	
平成19年度島根県市町村職員共済組合決算	( 市 町 村 課 ) 8

## 告 示

### 島根県告示第512号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人喜和会	短期入所生活介護	かんべの里	島根県簸川郡斐川町93番地 2	平成20年 6 月 1 日
	介護予防短期入所生活介護			

### 島根県告示第513号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第 3 条の規定により、しまねの出会い創出事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第 3 条の規定によりしまねの出会い創出事業費補助金の交付等の対象を定める告示（平成19年島根県

告示第347号)は、廃止する。

平成20年6月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまねの出会い創出事業費補助金

2 交付の目的

島根県内において、結婚を望む若者が自分にあった相手を見つけることができる機会が得られるよう、出会いの場を積極的に創出することを目的とする。

3 交付の対象者

交付の目的と同様の目的をもって県内で活動を行っている民間団体(行政と民間団体で構成する実行委員会を含む。)等

4 交付の対象となる事業

次に掲げる要件のいずれにも該当する事業

- (1) 島根県内において、独身の男女が出会うための交流事業(以下「交流事業」という。)を企画し、及び実施する事業であること。
- (2) 交流事業の開催回数が年度内2回以上であること。
- (3) 交流事業開催後においても継続的に情報提供又は個別相談を行う等参加者に対する支援を実施する内容であること。
- (4) 営利を目的としない事業であること。
- (5) しまねの出会い創出事業費補助金の交付を受けたことのある者にあつては、最初の交付決定の日の属する年度を初年度として3年度までに行われる事業であること。

5 交付の対象である経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額	
		初年度及び2年度の事業	3年度の事業
補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。ただし、交流事業参加者の飲食代、旅費、賞品代等の経費並びに事業者の経常的経費及び人件費を除く。	交付の対象である経費の実支出額(寄附金その他の収入額を控除した額をいう。)の10分の10以内	1回当たり100,000円以内 ただし、1団体当たり年間400,000円以内	1回当たり50,000円以内 ただし、1団体当たり年間200,000円以内

ただし、地理的事情など特段の事情により特別な経費が必要となる場合は、別途協議の上補助対象経費を決定する。

島根県告示第514号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成20年6月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
三隅薬局	浜田市三隅町三隅1314-6	育成医療 更生医療	平成20年6月1日

		精神通院医療	
出雲駅前薬局	出雲市今市町2070番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 6 月 1 日
ハーブ薬局本庄店	松江市本庄町531	育成医療 更生医療	平成20年 6 月 1 日

## 島根県告示第515号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により島根県持続農業導入指針を平成20年6月2日に変更したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成20年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項及び第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1(1) 解除に係る保安林の所在場所

出雲市佐田町吉野字高坪649 - 7、字原650 - 3、字堂廻652 - 4、字大和屋662 - 8

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

## 2(1) 解除に係る保安林の所在場所

出雲市佐田町吉野字高坪648 - 5、648 - 6、649 - 5、649 - 6、字原650 - 1

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 解除の理由

指定理由の消滅

## 島根県告示第517号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成16年島根県告示第593号による保険に付すべき義務は、平成20年5月27日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成20年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

湖陵町加入区

公 告

島根県共同利用型電子申請・施設予約サービス提供業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成20年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県共同利用型電子申請・施設予約サービス提供業務

(2) 仕様

「島根県共同利用型電子申請・施設予約サービス提供業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間

契約の日から平成26年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

430,540,025円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独の企業又は法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独の企業又は法人の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

エ 参加資格確認書類の提出期限日において、島根県が実施する入札について指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク 国、都道府県又は市町村において、電子申請システム等の開発業務又は電子申請サービス等の提供業務を過去5年の間に受注した実績を有する者であること。ただし、導入した後、平成20年6月1日(公告月の1日)現在で稼働が終了しているものは除く。

ケ 上記クにおいて受注し、開発したシステム等又は提供したサービス等に関する保守、維持管理等の運用業務を過去5年の間に受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合（分担施工方式（乙型）の共同企業体にあつては、「構成員の役割分担」と読み替えるものとする。）
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (カ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること（分担施工方式（乙型）の共同企業体にあつては、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。）。

ウ 共同企業体又は共同企業体の代表構成員は、(1)のク及びびケに該当すること。

エ 構成員のすべてが(1)のアからカまでに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明に関する事項

#### (1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

平成20年 6月10日（火）から平成20年 7月16日（水）まで

閉庁日を除く毎日 午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までの間は除く。）

##### イ 配布場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県地域振興部情報政策課

#### (2) 提案競技説明会

##### ア 日時

平成20年 6月20日（金）14時から

##### イ 場所

島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館教養室 1

### 4 提案競技参加資格確認手續に関する事項

#### (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

##### ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書（共同企業体の場合は、構成員すべての会社概要書又は経歴書）

ウ 登記事項証明書又は身分証明書（共同企業体の場合は、構成員すべての登記事項証明書又は身分証明書）

エ 財務諸表（決算報告書）（共同企業体の場合は、構成員すべての財務諸表（決算報告書））

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（共同企業体の場合は、構成員すべての証明書）

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（共同企業体の場合は、構成員すべての証明書）

キ 電子申請等に係るシステム開発又はサービス提供の受注実績及びシステム運用保守の受注実績

ク 協定書（共同企業体の場合のみ）

#### (2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

4(1)の書類について、平成20年7月16日(水)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

12に同じ。

5 提案競技参加資格審査結果の通知

申請者に対し、平成20年7月22日付けで、郵送にて通知する。

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)

(2) 提出先は、12と同じとする。

(3) 提出期限は、平成20年6月30日(月)午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成20年7月11日(金)までにファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

電子申請・施設予約サービスの提供業務について提案すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書を参照すること。

(3) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成20年7月28日(月)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

12に同じ。

8 選定方法

(1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県共同利用型電子申請・施設予約サービス提供業務に係る提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において厳正な評価及び選定を行う。

(ア) 第1次審査

提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内の提案書についてのみ書面審査を行い、優良提案数件を選定する。

(イ) 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

## (2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価視点（評価項目）は次のとおりとする。

- (ア) 住民等の利便性に関する項目
- (イ) 審査・管理業務の効率化に関する項目
- (ウ) 研修、利用促進に関する項目
- (エ) 運用、保守、サポート体制に関する項目
- (オ) サービス提供に要する費用に関する項目
- (カ) その他提案事項に関する項目

## (3) 選定結果の通知

第 1 次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第 2 次審査の選定結果については、次のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第 1 次審査において選定された提案者に対しては、第 2 次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請があったとき、又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

## (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、随意契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室 担当：福田、上谷

電話（直通）0852 - 22 - 6635

ファックス 0852 - 22 - 5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

- (1) Nature of the service to be required:  
Provision of and related support for Shimane Prefectural E-application system
- (2) Deadline for submission of proposal documents:  
July 28, 2008  
17:00 p.m.
- (3) For further details please contact:  
Shimane Prefecture Information Policy Division  
1 Tonomachi Matsue City  
Shimane Prefecture 690-8501 JAPAN  
Phone: +81-852-22-6635

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成19年度決算の要旨を公告する。

平成20年6月10日

島根県市町村職員共済組合 理事長 島田二郎

損益計算書の要旨

（単位：千円）

経理区分	短期	長期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	
収	負 担 金	2,594,099	8,592,665		94,869	205,088				
	掛 金	2,660,691	4,871,461			205,088				
	施設収入・ 商品売上						440,200			
	利息及び 配 当 金	2,510		186,451	758	6,637	60	442,351	207,764	3,387
	その他の収入	320,154			48,701	5,235	360		18,415	46,902
	他経理から 繰 入				15,883		59,000			
入	前 年 度 支 払 準 備 金	472,437								

	前年度繰越長期給付積立金									
	計	6,049,891	13,464,126	186,451	160,211	422,048	499,620	442,351	226,179	50,289
支 出	給 付	3,084,987								
	役職員給与				82,557	16,576	180,221	32,310	7,538	18,971
	旅費・事務費				6,666	2,785	1,634	8,257	1,964	4,000
	商品仕入						41,497			
	飲食材料費						98,911			
	委託費				4,215	1,739	27,593	6,504	203	1,623
	支払利息			186,451			2,494	235,057	178,750	
	連合会払込金	340,686	13,464,126		38,183	110			21,018	
	老人保健拠出金	1,014,749								
	退職者給付拠出金	995,561								
	介護納付金	395,187								
	他経理へ繰入	15,883				59,000				
	その他の支出	8,821			19,340	146,820	134,466	15,493	20,234	12,324
	次年度支払準備金	473,306								
次年度繰越長期給付積立金										
計	6,329,180	13,464,126	186,451	150,961	227,030	486,816	297,621	229,707	36,918	
差引当期利益金又は当期損失金( )	279,289	0	0	9,250	195,018	12,804	144,730	3,528	13,371	

## 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
資 産									
流動資産	834,540	715,583	1,823,483	133,754	1,559,973	97,747	4,894,242	30,757	353,583
固定資産			8,369,540	970	343	736,127	20,841,601	8,393,353	154
資産合計	834,540	715,583	10,193,023	134,724	1,560,316	833,874	25,735,843	8,424,110	353,737
負 債									
流動負債	226,840	715,583		2,754	16,725	293,984	23,593,816	73	102,211
固定負債	473,306		10,193,023	34,513	25,062	164,276	43,412	8,331,971	51,061
負債合計	700,146	715,583	10,193,023	37,267	41,787	458,260	23,637,228	8,332,044	153,272

資 本	資本剰余金						269,278			
	積立金									
	利益剰余金	134,394			97,457	1,518,529	106,336	2,098,615	92,066	200,465
	資本合計	134,394	0	0	97,457	1,518,529	375,614	2,098,615	92,066	200,465
負債・資本合計		834,540	715,583	10,193,023	134,724	1,560,316	833,874	25,735,843	8,424,110	353,737